

答申第5号の概要

1 件名

ケース記録等生活保護関係書類についての部分開示決定処分に対する異議申立て

2 非開示情報

ケース記録等生活保護関係書類のうち、金融機関の名称、支店の責任者印、預貯金の区別

3 審議会の判断

- (1) 当該非開示情報については、当審議会は、既に生活保護関係書類事案に関する答申第1号において、非開示とすることは妥当であると判断しているところであり、本件においても、その判断を変更する必要はないと考える。
- (2) ケース記録等生活保護関係書類についての部分開示決定処分は、妥当である。